

聯合軍進駐狀況一覽表

市別	九月		十月		十一月		十二月	
	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	
長崎市				三三五〇位	二〇〇位	三一〇〇位	六六五〇	
佐世保市			一九二九〇	一〇七五〇位			三〇〇〇〇	
諫早市					二九三〇位	八二〇位	三七五〇	
大村市	一五〇			五〇〇			六五〇	
合計							四一〇五〇	

二十警備親覽第一八八號
昭和二十年九月二十七日

長崎縣知事 永野若松
(長崎縣警備本部長)

内務省警保局長
九州地方總監
九州山口各縣知事
各地区警備本部長
(管下警察消防署長) 殿

聯合軍ノ長崎縣下各地区進駐ニ関スル件

(縣下ニ)

九月二十六日午後五時ヨリ本日(二十七日)午後五時現在迄ニ於ケル聯合軍進駐狀況左記ノ通ニ有之候条此段及報告候也
(管下地区警備本部長警察消防署長ハ参考ニ資セラレ度)

記

長崎地区

進駐状況

九月二十六日午後五時以降長崎市本島岸壁元船所棧橋附近ニ約一九六〇名上陸内三五〇名ハトラックニ分乗シ諫早市ニ向ヒ他ハ長崎市海星中学校長崎軍憲司令部大浦國民学校浪ノ平國民学校等ニ宿留セリ

更ニ二十六日ニ引續キトラック延敷百台ヲ使用シ降附中ニ不拘終日各宿營地ニ向ケ食糧衛生材料其他兵器機材ヲ長崎港内各揚陸地矣ヨリ回數ナク運搬セリ

警備状況

前日ニ引續キ警備中ニシテ聯合軍トトラックノ往復頻繁ナリ極ムルヲ以テ主トシテ晝間ハ交通整理ニ重矣ヲ置キ夜間ハ巡察並哨ニ主カテ傾注スルニトセルガ左ノ事件發生シタルヲ以テ聯合軍憲兵隊ニ申入レルルルル聯合軍憲兵隊

ヨリ所轄稲佐署ニ憲兵ヲ派遣シ犯人ヲ目下捜査中

九月二十六日午後三時三十分頃青色ノ服ヲ着用シタル米國兵士二名稲佐町ニテ自ニ七九番地井手物太郎方表ヲニテ回家下宿人

三菱事務員

中道絹江

令オル年

ヲ認メ回家ニ侵ハシ来ルヲ以テ同人等ガ二階ニテ懸ケタル二階下ニテ怒聲シキタル爲中道絹江止チテ階下ニ降りタル処國旗憲兵等ヲ要求セルヲ以テ中道絹江等ハ裏口ヨリ逃走セリ然ルニ兵士等ハ二階ニ上リ物色ノ上現金五十圓ヲ竊取逃走セリ

諫早地区

進駐状況

二十六日ヨリ引續キ長崎ヨリトラックニ分乗諫早市ニ三五〇名進駐スルト共ニトラックニテ終日諸物資ヲ長崎市ヨリ諫早市ニ運搬中ナリ

警備状況

前日同様警備実施中ニシテ何等事故ナシ

三 東彼杵郡川棚町地区

聯合軍八川棚町區部隊ニ約五百名進駐ノ予定ニシテ九月三十七日午前九時先遣隊トシテ八百名進駐シタルカ何等事故ナシ

四 佐世保地区

進駐状況 特記スベキ進駐ナキモ各宿營地ニ對スル物資ノトラックレ輸送ハ引續キ警備中ナルカ九月二十五日午後九時頃佐世保市島地所柏浦線一号ノ

下シタル西北方ニテ鐵道警備ノタメ立哨中ノ聯合軍哨兵ノ右足ヲ列車ニテ轢傷シタル事故發生シタルカ聯合軍側ニ於テモ何等他意ナキコトヲ認メ不問ニ

附シタリ

五 其他聯合軍要求事項其他参考事項別紙ノ通

六 聯合軍長崎縣進駐状況 別紙ノ通

二十警備報第二〇一號
昭和二十年九月二十八日

内務省警保局長
九州總監第一部長
九州山口各縣知事
各地區警備本部長
管下各警備消防署長
殿

長崎縣知事 永野 若松
(長崎縣警備本部長)

聯合軍長崎縣下各地區進駐ニ関スル件

(縣下ニ)

九月二十七日午後五時ヨリ本日(二十八日)午後五時現在迄ニ於ケル聯合軍進駐状況左記ノ通ニ有之候条此段又報告候也

(管下各地區警備本部長警備消防署長ハ参考ニ資セラレ度)

一、長崎地區

(1) 進駐状況

九月二十六日以降長崎市尾ノ上町元船町松ヶ枝町海岸出島岸壁等ヨリ
徹宵軍需資材等ノ揚陸ヲ続行中ナリシガ本日(二十八日)午前八時頃迄ニ
長崎港在泊ノ聯合軍側艦船八隻四区ニ掃海艇ヲシキモノ三隻大型上陸
用舟艇一隻第二区ニ大型上陸用舟艇三隻大型輸送船一隻空艇一艘ト
ト(曳船)二隻計九隻トナリ一時長崎港ニ入港シ在リタル艦船ハ大型約

(2) 警備状況

前日同様警備中ニシテ特記又ハキ事故ナシ
前日同様
進駐状況
昨(二十七日)ヨリ本日午前中迄ニ兵員資材ノ運搬一応完了シタルモノト
認メラレテ午後三時ヨリテハトヲテ通行モ困難トナリタリ諫早市進駐
ハ昨(二十七日)ヨリ約九三〇名ヨリ小野乘員養成所諫早航空隊ニ夫
々宿營セリ

二、諫早地區

(1) 進駐状況

三十隻上陸用舟艇約百隻ヲ算シ居タル共ヨリ考察シ兵員資材等ノ揚陸
ハ概テ完了シタルモノト見料セラレ
尚(二十七日)ヨリ本日(二十八日)長崎ニ上陸シタルモノハ約三〇〇名ニシ
テ約九三〇名ハ諫早市ニ向ヒ殘余ハ長崎市内ニ宿營セリ

(2) 警備状況

前日同様
警備状況
前日同様
警備實施中ニシテ特記スベキ事故ナシ

三、大村地區

(1) 進駐状況

七月二十三日以降佐世保市長崎市ヨリトトラックヨリ又ハ飛行機ニ依リ
漸次進駐シ二十八日現在迄約二五〇名増張シ午後四時現在一〇〇〇余
名ニ達シ居レリ

(2) 警備状況

引續キ巡察立哨等ニ重点ヲ置キ警備實施中ナルカ九月二十七日午後四

計	二十九日	二十八日	二十七日	二十六日	二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	月場
一〇九五〇	一四二〇	七〇	一六一〇	一二〇〇	三一〇〇	二〇〇	三三五〇					長崎市
七四八〇	三五〇	二九三〇	三五〇	一〇〇	八二〇	二九三〇						諫早市
一〇〇〇〇			三五〇				五〇〇				一五〇	大村市
八〇三三五〇〇			八〇									川棚町
一四〇〇〇		一〇〇〇	一五〇〇				一〇七一〇		二九二九〇			佐世保市
		一四〇〇										江上村
五三四一〇	一七七〇	五四〇〇	三八九〇	一三〇〇	三九三〇	三一三〇	一四五六〇	一九二九〇				計

長崎縣内聯合軍進駐狀況一覽表

四
 時頃大村市並松郷一三一番地 直石四七(今六十六年) 聯合軍兵士侵入シ来リ同ノヲ脅迫シテ時計ヲ強取セントモ之ニ慮セザリシ爲ニ未遂ニ終リタル事件發生シタルヲ以テ之ヲ取調方申入申
 佐世保地区
 九月二十六日ヨリ二十七日ニ至リ佐世保市早岐町田子ノ浦向ヒ側東彼
 前日ニ引續キ警備中ナルガ九月二十四日午前十時三十分頃佐世保市山
 縣町道路ニ於テ立哨中ノ聯合軍哨兵ニ對シ
 志望丸一八八(海軍)
 海軍二等主計兵曹 世良春治 今二十一年
 泥醉ノ上突キ掛ラントセルヲ附近ニ立哨中ノ警備官永松進查ガ之ヲ
 シタル延君達ハアメリカニ使ハレテ中ルテハナカニ力等暴言ヲ吐キ肯
 セザルヲ以テ止ムナク之ヲ佐世保署ニ檢束シタル事件發生シタリ世良
 春治ハ佐世保軍法會議ニ於テ目下取調中
 其ノ他聯合軍申入事項並ニ參考ニ資スルハキ事項別紙ノ通リ

二十警備隊第一七號
昭和二十年九月二十九日

長崎縣知事 永野 若 松
長崎縣警備本部長

内務省警保局長
九州總監府第二部長 殿
九州山口各縣知事
各地方警備本部長
各地方警察消防署長
(管下各警察消防署長)

聯合軍長崎縣下各地方追駐ニ関スル件

九月二十八日午後五時ヨリ本島二十九日午後五時現在迄ニ縣下ニ於ケル
聯合軍追駐状況ノ通ニ有之候條此段及報告候也
(各地方警備本部長管下各警察消防署長ニ参考ニ資セラレ度)

一 長崎地区

進駐状況
九月二十八日以降長崎市尾上町出島岸壁等ヨリ聯合軍兵員約一七七〇
名上陸シ内三五〇名八諫早市ニ向ヒ残余ハ小ヶ倉寮金鑄谷倉庫大浦國
民学校土井首製水会社等ニ宿營セリ
二十八日頃ヨリ各宿營地ニ對スル諸物資ノ輸送ハ漸次減少シ宿營地内

外ノ保修又ハ清掃勞務者使用ヲ爲シツ、テリ
(2) 警備状況
前日ニ引續キ警備實施中ナル聯合軍側ニ於テ昨二十八日午後四時頃ヨリ
長崎市内ノ家庭ニ臨ミ武器発見ノ爲ナリト稱シ檢索ヲ開始シ二十九
日モ引續キ實施中ナリ之カ爲家庭ニ於テハ稍動搖シ縣ニ於テハ聯合軍
司令部ニ特高課長外一名ヲ配置シ武器ヲ取締ニ関シテハ先般未
ヨリ憲兵隊長ニ對シ警察側ニ於テ檢査實施中ニシテ既ニ圖收シツ、テ
ルヲ以テ家庭ノ檢査ハ日本側警察官ニ一任セラレ度キ旨要請シタリタ
ルヲ以テ更ニ檢査ハ日本側警察官ト共ニ實施セラレ度キ旨要請シタル
ル之ヲ承知シタルヲ以テ一應中止シ十月一日ヨリ實施スルコトニナレ

二 諫早地区

進駐状況
九月二十八日ヨリ本日二十九日午後五時現在迄ニ長崎市ヨリ諫早市ニ
聯合軍トラツクニテ約三五〇名進駐シ海軍病院諫早分院ニ宿營セリ
(2) 警備状況
前日ニ引續キ警備中ニシテ特記スベキ事項ナシ

三 佐世保地区

進駐状況
特記スベキ変化ナシ
(2) 警備状況

前日ニ引續キ警備中ニシテ特記スベキ事項ナシ
四 聯合軍申入ニ参考事項算別紙ノ通
五 長崎縣下ニ於ケル聯合軍進駐状況別紙ノ通

(別紙)

申入事項

(1) 聯合軍側ニ於テハ三菱長崎造船所々有三菱會館演藝場ヲ使用スル趣
ニシテ二十九日午前八時迄ニ清掃完了ヲ申入レリタリ且ハ映寫
場トシテ使用スルモノト認メラレ

(2) 聯合軍C.I.C.E.イスト中尉ハ本月二十九日大村警察署長ヲ訪問左
ノ要求ヲ爲シタリ

イ 米國ノ軍人ニハ酒ヲ賣リ又ハ酒ヲ呈上スルコトハ出来ナイ其ノ旨
一般國民ニ示達セラレ度此ノ款ハ先日酒ノコトクハ傷害事件カ了ツ
タカラ真ノ事事件ヲ防止スル爲メテ

ロ 月曜日ヨリ警察ヲ警察官一人一人ト話ヲヌル
ニ 参考事項

(1) 聯合軍ニ在リテハ本月二十八日午後七時ヨリ長崎市國民學校(浪ノ平
校庭)ニ於テ映寫會ヲ開催附近住民等ノ自由觀覽ヲ許シタル処女子供
約五〇名ノ入場者アリタリ尚男子ハ門外ニ於テ道路ヨリ觀覽セシメ
タリ

(2) 二十八月午後七時三十分頃長崎市大浦元町海軍陸軍警備隊跡空家ヲ
ハ附近ヲ徘徊中ノ米兵二名ヲ警備警察官ニ於テ発見憲兵未ルコトヲ
告テ飯營セシメタリ

尚海軍中學校裏門附近ニハ全町警備員十名出動夜警ニ協力シ居レ

(3) 二十八月午前九時三十分頃長崎市大浦町元海軍港警備隊跡空家ヲ
檢索中ノ米兵三名ハ同空家ヨリ九九式小銃一挺箱裝藥司令部ヘ引揚
シタリ

二十九日午後一時頃警備員植木巡查清水中學校附近ヲ警戒申長崎市
中野町五三等戸清隆(今十六年)軍服ヲ着用シ菓子類多數ヲ持出シ居ル
ヲ発見警察官ニテ手取メテ此處ヨリ水校内ヨリ菓子類ヲ受ケタル旨
申立テタル七軍服ヲ返納セシメ菓子類ハ持戻ラセタルヨリ清水校内
ニハ多數ノ中等學生並ニ青年等多數出入シ洗濯等ノ手傳ヲ爲シ檢査
ノ隙ニ乘シ種々ノ物品ヲ持出又傾向スルヲ以テ嚴重取締申
又聯合國兵士モ與ハタル

21
2

聯合軍指示又ハ要項事項

九月二十三日

一 宿舍

ハント少將
幕
下級士官
二百名士官
五百名兵士

月川邸
江島及沢山邸
三菱造船所長宅
未定
先ツ管理部ヲ宛テ不足ヲ来夕セバ活水女学校
ヲ使用ス

一 原子爆彈ノ被害調査表提出ノ件

五〇〇米乃至三〇〇〇米ノ距離ニ於ケル死者負傷者行衛不明者等ノ被害人員表ヲ作成シ十月一日迄ニ提出ノコト

一 疲止場ノ爆彈穴ヲ埋メル爲勞務者ヲ提供スルコト トラツタハ貸與ス

一 要塞司令官々舎附近ノ建物ヲ順次ニ使用ス (神学校海軍武官府集会所等)

附近民家ハ現在ノ処立退ノ必要ナシ

一 三菱第二ドック第三ドックノ扉ヲ本日中ニ開ケルコト

一 水ノ浦埠頭附近ノ爆彈ヲ積ンタ船ヲ伊五島ニ持ツテ行クコト

一 九月二十三日十二時ヨリ港内航行禁止

但シ

- 1 水ノ浦 大波止
- 2 小管 立神
- 3 水ノ浦ヨリ海岸博ヒニ戸町ニ至ル間

一 深堀造船所ノ囚人部隊ハ輸送出来又場合ハ三四日其ノ儘トスルコト

一 三隻ノ曳船ヲ使用可能ノ状態ニシテ水ノ浦岸壁ニ着ケテ置クコト

一 飽ノ浦寮ノ水道施設ヲ修理スルコト

九月二十三日

一 長崎中ニ於テ現在開設中ノ各病院名並ニ其ノ所在地調査ノ件 (即日提出)

一 三菱戸町金鑛谷工場及倉庫ヲ二十五日迄ニ清掃スルコト

但シ一部ノ物ヲ残シテモ可ナリ

一 海軍中学校活水女学校ハ使用ス 本日中ニ立退ノコト

ノ法律並ニ秩序
地方警察ハ在末ノ儘ナリヤ
若シ許サレ居リトモハ警察官ハ如何ナル武器ヲ保持スルヲ許可サ
レアリヤ

2. 公衆ノ衛生
a. 他ノ市民ハ總テ武装解除サレアリヤ
d. 地方警察ノ長ハ何人ナリヤ 然シテ其ノ所在場所如何
c. 地方ノ医療設備及医薬品ハ傷病者ヲ治療スルニ充分ナリヤ
b. 傳染病ハ流行中ナリヤ
c. 上記事項ヲ担当スル日本側ノ公衆衛生官ノ名ハ如何 其ノ所在場
所如何

3. 給與
a. 現在ノ食糧ノ貯蔵ハ市民ニ充分ナリヤ 無シトセバ如何ナル給與
ヲ必要トスルヤ
b. 衣料燃料並ニ住居ノ現状如何

4. 司法
a. 刑務所制度ハ猶損壞セラレアラサルカ
b. 鉄道市内軌道ハスズセ商用車ヲ含ム商用運輸並ニ市營運輸ノ一般
狀況ハ如何ナリヤ

5. 運輸
a. 現在ノ運輸ハ統制セラレアリヤ
b. 一般質問
a. 上記諸問題ニ通達セル地方連絡事務所アリヤ アラバ其ノ構成
職員氏名並ニ其ノ本部ノ所在地ハ如何
b. 地方庁ノ長ハ誰カ 而シテ其ノ本部ハ何処ナリヤ
8. 運輸
a. 運輸ノ労力並ニ資材
b. 使用可能ノ自動車種ノ種類ト數量ハ如何
c. 使用可能ノ土木建築資材ノ種類及其ノ所在地
熱練及ヒ數ヨリ見タル労働人員ノ現状如何

日本側ニテ返答スベキ質問

注意、諫早島原半島大串ヨリ北ノ西彼杵半島ヲ含ム長崎地区

1. 今尚武装中ノ一切ノ陸軍兵力(陸空對空部隊地區兵力及ヒ義務ノ遂行
狀態)
2. 武装解除セラレテ猶復員未済ノ一切ノ陸軍兵員ノ地區兵力
陸軍兵員ノ武装解除中ニ收集セラレタル一切ノ武器及裝備ノ地區
3. 種類數量及保全方法
4. 一切ノ地雷雷敷設及其ノ陸路海路空路ニ依ル軍行動ヘノ障礙物
ノ位置並ニ之ニ関連スル安全路ヲ示ス詳細報告(地圖添付ノコト)
5. 飛行場水上基地對空防禦物資貯蔵庫永久の並ニ一時的ノ海陸防禦工

事要塞並ニ其ノ他ノ構築障地ヲ含ム一切ノ軍事施設ノ所在地及種類
一切ノ兵器ヲ生産シ若クハ其ノ生産或ハ使用ヲ容易ナラシムル意圖
ノ一切ノ工場機械装置作業場研究所実験所試験所ノ所在地及一軍若
クハ準軍組織ニ使用セラレ若クハ使用セラル、意圖ノ資材備貯藏
品及消耗品一切ノ運搬施設並ニ通信施設ノ所在地

九月二十四日

一管内並ニ全九州ニ於ケル衛生状態及医療施設ノ狀況 (説明)

一九月二十四日以降毎日午前八時三十分ヨリ衛生課長ニ本部へ出頭ノ上連
絡ヲ要求

一原油タンクハ全部聯合軍使用スルニ付管理者ニ通報スルコト
(現在民需用トシテ使用中ノモノヲ除クコトニ了解)

一商工会議所使用 即刻移転ノコト

一海軍監督官事務所ヲ夕方迄ニ清掃スルコト

一三菱福田寮ヲ二十五日ヨリニ三日間ニ清掃スルコト

一司令部ノ水洗便所ヲ修繕スルコト

一深堀工員宿舍ヲ二十五日中ニ清掃スルコト

一小ヶ倉道路修繕ヲナスコト

一福田道路修理ヲナスコト

一一日見矢上洞口道穴埋没常備修繕ヲナスコト

一三菱第二第三事務所ヲ清掃スルコト

九月二十五日

一九月三十日新興善臨時救護病院ニ於テ懇談会ヲ開催スベキニ付医師齒科
医師薬剤師其ノ他多数参集ヲ要求

一海軍中学校ノ電気水道施設ヲ至急整備スルコト

一神学校ノ水道ガ悪イカラ修理スルコト

一五〇ノベッドノ置ケル病院ニナル建物ガ欲シイ (浪ノ平國民学校)

一聯合軍憲兵隊本部ニ警察電話ヲ引クコト
明ルイ電球教個ヲ憲兵隊本部ニ届ケルコト

五 營茶屋ノ衛生試驗場ヲ聯合軍側ニテ使用スルコト

一 女神檢疫所ヲ使用スルニ付番人ヲ立退カシムルコト
〔檢疫所トシテハ唯一ノ建物ニシテ南方引揚民ノ檢疫ノ夕メ必要ナル旨申出タルモ現在聯合軍側ニ於テ必要ニ付其ノ際ハ別途考慮ス〕

一 元海軍武官府ノ建物使用ニ付所有者ニ連絡ノコト

一 聯合軍司令部屋上ノ水道管被損ノ爲流出多量ナリ至急修理ノコト

一 粟鼠船航行ハ從來通り所定ノ旗ヲ立テ、航行シテ可ナリ

一 設營需品關係事項ハ時々註文スルカラ之ニ応ズルコト

一 カラス現在々庫分ハゴールドベルク中佐ノ指示ニ依ル外使用ヲ禁止ス
差当リ右カラスヲ以テ司令部元税関ヨ明后日(三十七日)午前八時ヨリ修理スルコト

一 砂利採取可能日ヲ報告スルコト

一 米軍巡視將校ハ月川氏ニ對シ同氏宅ヨ明朝七時江島氏ニ對シ明朝十一時借取ル旨通告セリ

一 浪ノ平口民学校(鉄筋木造)明日ヨリ病院トシテ使用スルニ付明日午前中ニ重要書類並ニ物件ヲ引取ルコト 担シ机椅子ハ其儘ニテ可

一 福岡寮ノ修理清掃ヲ至急ナスコト
特ニ七百五十人分ハ至急必要ニ付完了日ヲ報告スルコト

一 リンク少佐ヨリ左ノ要求アリタリ

一 注記物資ニ關スル工場名(工場數)生産量工場在庫數量操業中止ノモノハ其ノ理由也統制會社在庫量織維會糧衛生資料藥品齒科尸物衣類石鹼
木材セメント肥料紙

一 漁業 漁獲高 漁場ノ事情 燃料

(缺乏シテキル物ニ付テハ特ニ夫ト示ス)

一 公定價格表

一 賃金公定表

九月二十六日

九月二十六日

一 連絡委員会委員ノ通行証ハ聯合軍ニ於テ發行ス 既ニ疊新提出セル委員ノ氏名年令住所ヲ至急提出ノコト

一 入港船舶ヨリノ塵芥処理ノ問題ハ解決セリ
二十七日午前十時半海運局長藤澤務課長ニ出頭ヲ通知アリタシ
(キヤプテンゴーベル)

一 電氣クレーン操縦者ハ一名未シリ更ニ二十七日午前九時コールドス
イン中尉ノ所ハ三名出頭セシムルコト

一 二十七日午前九時三十分警察部長代理官ニテモリリンチ大佐ノ所ニ出頭ノコト

一 二十七日最終列車ニテ佐世保ニ將校一名出頭ス 駅ニ連絡シ切符ヲ購入シ置フコト

一 小ヶ倉寮ノ便所ノ汲取ヲ至急措置スルコト
尚定期的処置方針ヲ確立スルコト

一 労務者ノ勤務時間ヲ一定シ確實ニ遵守セシムルコト

一 飽ノ疎索ノ原因ヲ今週中ニ排除ヲ終ルコト

一 市内ニ於テ下水工事 築練橋補工 電氣工、大工 各何人動員出来ルカ 又其ノ動員方法如何

一 水洗便所手直シノ為職人ハ佐世保ヨリ何時来ルヤ至急手配ノコト

一 海軍中学校ヲ使用スルニ付書類物件ヲ本日前中ニ取片付ケラレタシ但シ机椅子ハ其儘ニテ整理スルレバ可ナリ

一 石油タンクニ残レル石油ハ二十七日ヨリ出シテ宜シキ旨許可了リタリ
(ゴロネルゴレルドベツ)

一 三菱造船所第三ドック向ツテ右側ノ建物ハ現在空イテキルカラ軍創テ使用スルシタシ

一 三菱ノホイラーヲ聯合軍ニ於テ使用シタシ

一 本日前九時終夜第一第二部長司令部ニ出頭ゲルバート中尉ヨリ左ノ要求ヲ受ケタリ

ノ食糧

a 各品目毎ニ調査ノコト(市民充テラル、モ)

b 量ガ市民ノ需要ニ充テナリヤ

c 何時迄需要ニ充テ得ルヤ

d 不足アラバ何処ヨリ移入スルヤ

ニ倉庫

a 所在地及其ノ数

- 6. 食糧衣料燃料ノ在庫量ヲ明示ノコト
- 7. 消費者ニ入手スル経路ヲ図解ノコト
- 8. 小売価格(現在)
- 9. インフレ率ノ状況ノ大体
- 10. 衣料(宏表ノモノ)
- 11. 既製品並ニ生地ノ在庫数量(市内ノミ)
- 12. 燃料(家庭)
- 13. 生産量ト在庫数量(市内ノミ)

ノ漢業
 a. 漢場ト其ノ通路ノ図解
 b. 燃料カ出ル迄和船ヲ行フコト
 塵芥運搬ノ為ノ曳船一隻ニテハ不足ス 増加スルコト
 何時ヨリ増加出来ルカ

一 海星中学校表三階建ト横ノ建物ヲ使用中ナル所更ニ運動場下木筋コンクリートニ階建モ使用シタシ
 本日午前一ニ〇名收容ノ予定ナリ

一 司令部參謀長室修理ノ為夫工(指物)一名出頭セシムルコト

一 三菱電氣クレーン操縦者ヨ至急司令部へ出頭セシムルコト

一 電氣電話海底電信ノ配線図明日午前一時迄ニ提出ノコト(ローカン大尉)

一 海運局所有自動車ヒウイン(現在故障)使用シタシ

九月二十七日

一 本日午前五時ニ〇分發ニテ佐世保へ軍ノ士官一名カ行クカラ切符ト席ヲ用意スルコト

一 駅長ヲ尋ネテ行クカラ其ノ旨駅長ト打合せシ置クコト
 到着押カ無料カ否カ駅長問合セノコト

(措置) 駅長ニ連絡済
 一 土井首江川國民学校運動場ヲ一部使用ス 授業ニハ差支ナキ様ニスル

(子) ルドベルク中佐
 (措置) 教學課ニ連絡シ指示方通報セシム

一 長崎会館ヲ使用ス 使用目的ハ事務所及倉庫ナリ (クーパー少佐)
 (措置) 新長崎ホテル七條氏ニ連絡ホテルノ件中止セシム

一 會館内各関係者ニ至急立退方通知ス (連絡者 等口屋)

一 月川氏ノ廻ニ雇ハレテ居ル雇人五名在リ 希望アラバ聯合軍ニ於テ其ノ儘入レタシ
 若シ希望アラバ各人ノ氏名及住所ヲ至急司令部連絡員迄報告ノコト
 (希望ナシ其ノ旨通知ス)

一 大浦口民学校(算科)使用スルヲ以テ机椅子ヲ取片付クルコト

一本日午迄一時縣食糧課長市配給課長出頭ノコト (番)

浪ノ乎神学校同國民学校便所ノ掃除ヲスルコト (市助役ニ連絡済)

一諫早三軍病院ヲ接收シ明後日ヨリ使用スル
日本人患者ハ他ニ移スコト 若シ移スコトカ不可能ナラハ病院内一部ノ
建物ニ收容シテモ良シ

(措置) 諫早海軍病院……諫早警察署長へ連絡済
佐世鎮守府……佐世警察署長へ連絡済

病院長ヨリ 九州地方最高軍医司令官キンク軍医大佐ヨリ自分カラ指令ナキ

之 明後日迄ニハ各種備品ノ搬出不可能

一月川ノ屋敷(少將及幕僚長ノ室)ニ電氣カ付カヌ 至急手入ヲ願フ
(措置) 九州配電へ連絡済

一出島ノ勞務者ハ晝ヲハ〇〇名トス(夜ハ二〇〇名)

一三菱ヨリ出テ居ル勞務者ヲ明日丈三三〇名(平常三〇〇名)トスルコト

一三菱ノ機械工場ノ一部ヲ藥品庫ニスルカラ中ノ品物ヲ片付クルコト

一二十七日石川通訳官ヨリ連絡
左記事項ヲ前田長崎鐵道管理部長ニ連絡スルコト

ノ貨物輸送ニ関スル件
(1) 本日長崎港駅ニ引込ミタル貨車十一輛ノ内十輛ハ明朝六時発車シ得

ル如ク機関車ヲ廻スコト
(2) 八時ニ貨車九輛ヲ長崎港駅ニ引入レ晝ヲニ積込ム十二時ニ発車シ得

ル如ク機関車ノ手配ヲナスコト
(3) 十三時ニ貨車十輛ヲ長崎港駅ニ引入レ翌朝六時ニ発車シ得ル如ク機

関車ノ手配ヲナスコト
(4) 乃至山ノ貨物輸送ハ同様ノ時間ニ貨車ノ引込及発車ヲ此処數日間

繰返ヌ見込ニ付手配シ置クコト

一月川ノ屋敷ノ水道詮ヲ閉ケル鏡三個司令部へ持参セヨ
(措置) 市水道課へ連絡

一松ヶ枝町四七山下政雄
右ノ者所有野菜荷造場所ヲ自動車修理所ニ使用スル

(措置) 本人未訪解決済

一石油タンク使用ノ件ニツキ辻村部長ノ報告ニ依ルト使用ニ堪ヘヌ分モア
ルノテ未ダ使用可能ノモノヲ区分調査報告ノコト
軽油 | 重油区分

重揮油	二三七四屯
マシ油	一五〇六屯
燈油	一五五屯
揮油	一一〇屯
重揮油	一五五〇六屯
揮油	一一五二七屯

油タンクノ内現在入ツテ居ルモノハ可成急速ニ空ケル様

(措置) 右ノ件経済保安課へ連絡

シホ大佐ヨリ通報
明二十八日午前十時三菱會館ニ関スル件ニテ島本副長又ハ西田総務部長司令部ニ出頭ノコト
(措置) 西田氏へ連絡済

近藤課長連絡
深堀宿舍ノ電燈カツガ又至急手配ノコト
(措置) 配電会社ニ付調査(吉賀氏)

昨二十六日修理ニ行ツタガ腕章無キ為入場ヲ拒絶セラレタ
川南側ノ技術者五名アリ技術責任者ハ修理ヲ引受ケ電球ノ要求ア

四五〇個ヲ届ケ全部ヲ依頼シテ帰ツタ
尚江川出張員ヲシテ事情ヲ調査シテ修膳ニ付テ川南責任者ニ交渉セシメ吳燈出束ル様手配スルコトトス

永久座ノ持主又ハ責任者明朝十時迄ニ司令部へ出頭ノコト
(措置) 保安課ヨリ連絡

三菱占勝閣ハ昨日三菱ヨリ案内人ニ依ツテ案内セシムルコトトセシモ案内人ハ未ナカツタ
司令部ニ於テハ本日占勝閣ヲ使用スルコトニ決定シタ
(措置) 西田氏ヲ部長ニ傳令ヲ以テ手紙差立

電車運転開始準備ノ進行状況調査ノ上回答ノコト

架空線ノ整理

瓦斯会社ノ先長崎駅ヨリ見テノ橋ノ上流ノ橋附近ニ在ル電線折下ツテトラック等通行ノ妨ゲトナル
今夜中ニ十五呎ノ高所迄引上げ方整理ノコト

(措置) 配電会社及電話工事局ニ連絡シ実行方確約ス

活水女学校ニ派遣中ノ聯合軍ヨリ要求
電燈修理工事ノ爲直ニ電工ヲ派遣スルコト
(措置) 活水ヨリノ持使ニ手紙ヲ以テ九配支店ニ連絡済

資材ノ要求

140 pieces iron track stock 1/2 x 49 x 96"

50 pieces of steel wire

40,000 sq. ft. plywood (about 1,600 pieces)

九月二十八日

一 片洲町元駐隊区司令部建物使用シタシ

二 九日三〇日兩日テ移転完了シ十月一日ヨリ聯合軍ニテ使用ス
掃除ハ軍ニ於テナス

一 三十日熊本ヘ十五名行ク シトプ三台ヲ携行スルニ付貨車一台連結ノ
コト

一 諫早迄電話架設シタキヲ以テ工華局野上氏午後二時出頭ノコト

一 壽橋ヲ修理シ三五屯戰車通行可能ナラシムルコト

長崎練早間路面修膳ヲ爲スコト

(クーパー少佐)

一 活水女学校ノ下水道設備圖提出サレタシ

一 月川邸(司令官宿舎)ノ便所汲取ヲ至急行ヒ尚定期的ニ汲取ルコト

一 一ニ時四五分癸ニテ將校ニ名大村ニ赴ク、切符座席ノ手配スルコト

一 市内地下壕ハ聯合軍ニ於テ視察スルヲ以テ全部ノ入口ヲ通行可能ナル
様致シ置ケコト

一 佐賀及熊本迄ノ道路ヲ知ツテ居ル者ヲ至急出頭セシメラレタシ

一 ドラム缶二十提出ノコト (シユリアン中尉)

一 西山狹部水源池ニ電燈及便所ヲ施設ヲナスコト

一 列車前灯欠陥ノ結果危ク事故ヲ起サントセリ、速急修理ヲ実施スルコ
ト (セービーデユハン)

九月二十九日

一 明日午後一時迄ニセメントヲ持参セラレタシ
量ハ在官四人ニテ午前八時ヨリ午後八時迄ニ使用スル数量トス
(聯合軍労務係ゴードステイ)

一 長崎ニ於ケル聯合軍全將兵ノ洗物処理場トシテ適當ナル建物ヲ斡旋ス
ルコト

一 自動車五台ノ駐車場ヲ提供セラレタシ

一 聯合軍將校十五名三十日ニ熊本ニ赴クニ付テハシトプ三台携行ス
貨物車一台連結シテ輸送ノコト

一 大浦川ニ元海軍警戒隊ノ使用シタラシキ舟四五隻アリ中ニ三隻ハ波没
シアリ 何レモ至急取付ケノコト

一 旭酒精会社広場ヲトラツク置場ニ使用シタシ

一 電工六名掉込ソケット六個電気ポンプ修理

一 十月七日頃ヨリ十日間乃至十日間ニ亘リ熊本へ汽車便ニテ進駐ス

貨車ノ帰リガ空車トナルニ付長崎へノ食糧物資輸送ヲ計画セラレタシ

一 クレゾール石鹼液又ハデシン一〇〇ガロンヲ要求ス

一 將官宿舍月川即常盤町武官府跡及水ノ浦兵舎ノ煙所掃除ヲ爲スコト

一 三十日午前十時半縣庁ニテ知事ニ面会シタキ旨通知(キャプテンホーン)

一 月曜日(十月一日)午前九時迄松浦豊一(联隊区)司令部警察部長室ローガン
大尉ノモトニ出頭スル様連絡スルコト

一 午後一時縣衛生課長及市衛生課長並ニ航運会社代表者ヲ司令部ホーン
大尉ノモトニ出頭セシムルコト

一 シュエハン大佐ガ要塞ヲ視察ス九時ニ出頭スベシ

一 午前九時迄ニ司令部へ土井首海軍倉庫ノ鍵ヲ持参スベシ(豊田大佐出頭)

一 現在進駐軍ノ使用シテキル建物ヲ長崎市内地図ニ番号ヲ以テ表示シ別
ニ其ノ番号別ノ元所有者及建物所在地町名ヲ記載シ可成早急ニ提出ノ
コト

- 一 木材 既定通り製材シ十月一日迄ニ終了ノコト
- 一 硝子 五一一三五平方呎ノ現在量ヲサイズ毎ニ内訳ヲ作り提出ノコト
- 一 合同清掃会社田島ニ市内ノ人糞尿処理ノ爲燃料重油ヲ渡サレ度シ
(三〇五)
- 一 小ヶ倉塩谷 松尾喜傳
右所有ノ土地五襍一〇。〇碼ノ空地ニヶ所ヲ塵芥捨場トシテ使用スル
使用出来サル場合ハ其ノ理由ヲ明三十日午前八時迄ニ回答ノ爲知事代
理者出頭スベシ
- 一 家屋土地ノ使用借受ニ付テハ連絡委員会ヲ通シテノミ交渉使用ス
- 一 教練銃ノ所在地學校等数量調査表ヲ提出ノコト所在地ヲ図示セヨ
- 一 月曜午前十一時新聞社代表一名新聞社ノ希望ヲ聞ク爲メシエームス大
尉ノ下マテ出頭ノコト

九月三十日

- 一 電工一名派遣セラレ度
- 一 三菱グラウンドヲ爆破シテ飛行場ヲ作ル故函面及ビ上下水道ノ配置ノ解
ル人ヲ派遣アリ度
- 一 銃ヲ製造スル職工ヲ司令部ヘ派遣スルコト
- 一 メーシヤーリンクヨリ市長ニ会ヒ度直々司令部ヘ出頭シテ欲シイ
- 一 コマンガイグライン氏ヨリ和船ニシテ横櫓ヲ六乃至十二本付ケ得ル如
キモノヲ四隻同形ノモノガヨイ手配ノコト
- 一 手配出来タラ一處同氏ニ報告シテ下檢分ヲ受ケルコト
- 一 尚損傷ノ場合ノ保証ニ必要アルヲ以テ所有者ノ氏名ヲ書テ置クコト
- 一 中川町細菌検査所ニ硝子工ヲ派遣ノコト
- 一 司令部ケエレット中尉ヨリ食糧課長ニ出頭ヲ要求
- 一 電工一名司令部ヘ派遣ノコト
- 一 洗濯代金表提出ノコト
- 一 電球一〇〇W一打入用

釘一吋三丁 机引手一打

米憲兵隊本部ニ大工十人毎日出ヌコト (大工屋根葺左官)

本日午迄一時迄ニ食器洗シシク又ハ大型タラヒ一個ヲ幹施方要求アリ

大林大尉外ニ名明日午前八時ウラウン大尉ノ所ニ来ルコト

豊島大佐ノ所ノ三名ノ將校明日午前九時ニウラウン大尉ノ所ニ来ルコト。尚松島脇岬外一ヶ所松島ノ東南ニ当ル地ノ要塞ヲ視察スルニ付熟知セル人ヲ出頭セシムルコト

馬ヲ三六頭鞍ヲツケテ提供ノコト(軍ニ在ル筈必正式ニ書面ヲ出スガ一底通知シテ置ク)

一万五千バーレルノガリリンヲ運ブタンカト(一雙ヲオクトモ可ガ有ルカ否カ至急回答ノコト)

將官々舎ノ修繕ニ要スル左記諸材料ヲ供給セヨ。尚其寄材料ノ貯藏所ヲ通知スレバトラツグテ取りニ行ク。(月川即及江島即分)

硝子 八箱 建具材料 五石

天井板 十五坪 壁 十二坪
セメント瓦 五十枚 障子紙 五百枚

賃金統制ニ就テ説明ヲ末ム

浪ノ平ノ司令部ノ先ノ疎閑地ニ土藏アリ三棟之ノ一ツハ大破止中村儀平氏所有一ツハ附近ノ藥店ノ所有ヲ使用スル。物品ヲ移転シ中ヲ掃除シテ鏡ヲ締メズニ置クコト

三菱グラウンドヲ飛行場設定ノ爲今日ノ三時乃至三時半迄ノ間ニ爆破スル交通上ノ措置ヲ講ゼラレ度。尚聯合軍爆破合團ハ旗等ヲ以テ聯合軍ヨリナス

左記使用シ度
イ 石炭 一〇一五〇屯 (梅ヶ崎警察署前ニ在ルモノ)
ロ 江川製材所

諫早行午前六時迄ノ貨物列車ハ本部ノ命令アル迄ハ発車スベカラズ
聯合軍郵便所(元商工至済会附近ニ三〇〇〇平方呎位ノ倉ヲ幹旋提供セラル、コト(4.4))

洗濯場ノ要求

ノ 干場 五〇呎―七五呎
真中ニドラックガ通レル様ナ場所

ズ 建物 二階建 一〇〇呎―二〇〇呎

三 上水道設備ヲ要ス

々 下水道完備ノコト

一 沢山宅裏傍住居ノ調度品不足ニ付同家付ノ家具ヲ提供スルカ又ハ別ニ調達セラレタシ

一 洗濯人夫ヲ雇ヒタシ 労賃ヲ決定シテ明日午迄一時迄ニ報告アリタシ

十月一日

一 ゴールドバークノ所へ椅子四脚届タルコト

一 大工五名司令部へ出頭セシムルコト

一 常清高女ヲ上ツタ所ノ日本ノ兵舎ニ棟使ヒ度

一 水ノ浦海兵隊ノ便所及ビデピス大尉宿泊所ノ方モ同時ニ至急汲取ヲ願ヒ度

一 水曜日(十月三日)ヨリ毎日約二千名ノ聯合軍陸戦隊員ヲ外出セシメルニ付通知ス

一 腕章ハ未ダ出来ナイカ至急回答ノコト

一 寺山少將ニシユハン大佐ガ直ク会ヒ度キニ付司令部ニ出頭ノコト

一 コルセン大佐ガ調査團ノ人ニ会ヒ度

一 水上署員一名司令部ニ出頭ノコト商船積載小舟ノ類ヲ要求シツ、了リ

一 食器洗ヒ用タライヤ尺位ノモノヲ昨日申込シタモノ本日午迄トドケヨレ度

一 海運局有藤港務課長ニノバン大尉ガ面接致度即刻出頭相成度

一 今日ノ正午迄ニ設営開始出スコト

陸軍將校一名聯合軍司令部ニ出頭スルコト

一日午前八時迄

第十三及第十五陣地視察

ブラウン大尉ノ指揮ヲ受ケルコト

小ヶ倉寮ニ在ル疊ヲ取片付ツケルコト而シテ民家ニ配給スル様手配スルコト

一 松原先ノ防波堤破壊セリ至急修復スルコト (バトリイ中尉)

一 市ノ塵捨ト糞尿ヲ調べテ直時ニ綺麗ニセヨ (バトリイ中尉)

一 福島ノ兵士官別人員及司令官名ヲ知ラセヨ (バトリイ中尉)

一 木造船及鋼船ノ修理ヲ早クセヨ (バトリイ中尉)

十月二日

一 鉄道電話ノ主任者至急聯合軍司令部ニ出頭ノコト

一 諫早附近ノ海軍關係碎石機責任者直々ニ出頭ノコト

一 通信講習所宿舍ハ洗濯場トシテ了合格ナリ陸軍病院ヲ使用シタシ

水道課責任者一名至急司令部へ出頭ノコト

大工十五名要求シテ了ツタガ本日ハ五名出テキル他ニ出島岸壁ニ大工十名カラス屋六名屋根葺六名ヲ出スコト

月川即(將官)宿舎ノ天井ヲ塗ル爲左官ノ使用スル踏台ヲ一個提供セヨ有無並ニ所在場所通知ノコト

長崎地区ノ陸軍兵站部ノ銃器以外ノ食糧衣服等ノ保管場所ヲ地圖ヲ解リ易ク説明出来ル者司令部ニ出頭セヨ目的ハ民需用トシテ流ス夕ノ資料

明三日十二時四十五分長崎発列車ニテ聯合軍將校一名佐世保へ行ク駅へ連絡ノコト

一 市庁水道部ノ仕事ノ見積ノ出来ル者ヲ司令部へ出頭セシメルコト

水道用晒粉ハ現在金曜日迄ノ分アリ後ノ使用量ハ未確定又ハ金曜日ニ確定ニ入手方手配スルコト 本日四時迄ニ報告ノコト

一 海軍兵站部ノ軍器被服食糧其ハ他銃器以外ノモノ、所在地圖ニ記入ノ上ニ部明日十時迄ニ聯合軍司令部ニ出セ

- 一 水曜日正午迄ニ物質表ヲ提出ノコト
- 一 海運局斎藤氏ニソトバシ大尉ノモトニ即刻出頭方連絡ノコト
- 一 ゴールドバトグノ所ニ椅子四個届ケルコト
- 一 波ノ正神学校ノ上ノ兵舎(約十三棟)明日ヨリ使用ス
- 一 司令部南側ノ端ニ鉄並ニ林木ガアルカラ取除クコト
- 一 長崎稅務署ヲ聯合軍ニ於テ使用ス 水曜日迄ニ在退クコト
現在使用シアラサル備品件器ハ其ノ儘残シ置クコト
- 一 ノ稅務署ノ二階ノ貴賓室机ノ上ニアル硝子板ヲ明日正午迄ニ付マク
ワリ少佐ノ処ニ出セ
- 一 書類整理箱ヲ四個持ツテ行クコト
- 一 稻佐橋ヲ渡リ水ノ浦ヘ行ク途中ノ三菱ノ木材置場ヲ使用ス
- 一 明日午前九時食糧課長ヲギリハトシノ所ヘ出頭ノコト
- 一 トランスフエトズガ切レ夕配電会社ヘ直ス様指示ノコト
- 一 水ノ浦ノ海兵隊駐在所ノ便所ノ汲取ヲ至急実施サレ度
- 一 ノ 軍政部ニ事務机五椅子五幹旋ノコト
二 同ビール百画酒ニ斗届ケル (ソアル大尉)
- 一 長崎発ニ時ノ貨物列車ハ諫早駅カ混雜シテキルカラ明朝六時ニシテ欲
シイ
- 一 活水女学校排水口(下水)故障アリ水道職工一人司令部ニ来ルコト
- 一 縣全体各市ニ於ケル水道ノ報告書ヲ報提出セヨ
- 一 諫早方面ニクラツシヤ(砕石機)カ了ル其レヲ使用シテ砂利ヲ製造シ早
ク出セ 自動車運搬ハ軍テスル 道路ノ修理ニ使フ
之ノクラツシヤノ場所能カ何日カラ出来ルカ調査セヨ
- 一 海軍將校ニ名聯合軍司令部ニ出頭ノコト
 - (4) 一 一人ハ二日前八時迄ニ出頭ノコト
 - 二 軍施設ヲ視察ス(長浦行也)
 - 三 出頭ノ上ハアラウン大尉ノ指揮ヲ受ケルコト
 - (10) 一 一名ハ二日前六時四十五分迄ニ出頭ノコト
 - 二 軍施設ヲ視察ス(松島行一泊トス)
 - 三 出頭ノ上ハアラウン大尉ノ指揮ヲ受ケルコト

不付釘ニ。本明新進駐軍司令部へ届ケルコト

身元(特官宿舎)修理中ノ官用白灰ニ猿欲シイ至急有無返答ノコト
大井ヲ塗ル爲、比村

椅子及卓子一組床屋ノ椅子ニ廻提供ノコト本日中ニ有無回答ノコト
追加置椅子一机一椅子一床座ノ理髪台一

此新進駐西岡社長明三日八時ニ司令部ニ出頭スル様連絡ノコト

窓簾ノ掛リ棍棒ノ見本カアルカヲ司令部ニ取りニ来ルコト

川崎船所西尾氏ニ一年前運送省カラ如何ナル種類ノ船ヲ作レト去ツ
テ来タカ其ノ通牒ヲ至急進駐軍司令部ニ届出ル様連絡ノコト

文房具及物帶地着物地ノ公定価格表ヲ提出ノコト

鐵道通信ノ責任者ニ今一度出頭セヨ明朝八時

梅ヶ崎若跡建物使用シタシ

凡ソ港ノ中央部ニ日本ダシヘー船ヲシキモノ繋留シアリ至急移動セシ

立神ノ先ノ小神ノ高射機関銃陣地(一三四陣地)ノ高射機関銃接收ノ爲メ
直保内人一名明三日八時迄ニ司令部コトガシ大尉ノモトニ出頭スベシ
窓硝子工三。名明日進駐軍司令部へ出頭セシムルコト

談キヨリサツノ五〇〇個諒早所在ノモノニ付至急讓渡指令ヲ乞フ

縣内ニ於ケル新聞ノ巻取紙ノ在庫数量至急調査ノコト

進駐軍將校ノ衣服並ニ部屋等ノ整理ノ爲ニ十才前後ノボーイ六名使用
シ度

福田憲窓ヲキ廊下ヲキ掃除ナス爲毎日半日宛男ニ〇人女六〇人使用シ
度

本日十二時四十五分発列車ニテ司令部將校二名佐世保ニ行ク驛へ連絡
ノコト

一 本日午後一時迄縣及市衛生關係便所責任者ヲ司令部迄出頭セシムルコト

一 散髪用白布ニ〇〇ヤール(五〇〇尺)ヲ至急調達ノコト

一 前田管理部長ニ出頭セヨ (キヤプテンソール)
谷口司令官午後一時迄出頭セヨ (キヤプテンブラウソ)

一 諫早ヨリ要求

- 1. ハンダ 五キロ
- 2. 木 材 四八〇〇平方尺(厚一五m)
- 3. 塩酸 一八立
- 4. 並鉛板 三〇〇枚
- 5. 三角木 三二〇〇本(長二m四角一五)
- 6. 男サツク 六〇〇人分

一 要求諸資材 (G.T.ベンネット東佐) プライウツド(飛行機構造ニ使用スル合ヒ板) 一ニ枚(一五吋) 二枚(一五吋)

- ニ×六呎板 一〇〇枚
- ニ×四 一〇〇枚
- 一×八 一〇〇枚
- 一×四 五〇枚
- ハペニイ釘 五封度
- 六ペニイ 二封度

一 塵芥係ノ今泉清掃会田島両氏本日午後一時若クハ四時ニ司令部へ出頭ノコト

一 三菱製鋼所鑄物工場ノ中ニ押型等五〇本在リ可及的早ク提供サレ度

一 大浦口民学校ニ駐留セル聯合軍ノ部隊名ヲ調査報告ノコト

一 柏ヶ枝町市警倉庫ノ先ニ石炭置場並ニ小サキ倉庫アリ石炭ハ其儘ニテ良イカラ小サキ倉庫ノ内部ヲ清掃スルコト

一 警備官用棒五〇〇本十月八日迄納入ノコト(見本附)

- 1. 椅子四脚背部ノ真直ナモノ (特別陸戦隊港々指揮官S.W.ウツクロウ中尉)
- 2. 事務机 五脚 全椅子 五脚 (軍政部)
- 3. 三×六呎フアイバー板 三五〇部
- 4. 六吋杖 一五〇〇本(トワイ)ト紙一〇帖 (師團司令部大隊補給係)
- 5. 事務用机 一脚
- 6. テーブル 二脚(三×四呎) (第一二九八工兵戰隊)
- 7. 理髪用椅子二脚 (特別陸戦隊司令部大隊)
- 8. 事務室椅子付机一脚 (第一二九八工兵戰隊)

一 昨日依頼セル白灰ニ依受取ノ寫現場ニ所有者ノ立会ヲ求ム

長崎警察署ノテーブル一個僱用スルM機使用ノモノト思料セラル

一 本署ヨリ熊本直ニ一合送付シテ該早駅ニテ積込ノ用意セラ

レタシ
一 該早ニ在ルシイグロ積込ムモノナルニ付該早ノ進駐軍ガ早駅ニ行ツ

テ時刻等ハ打合せヲスルコトニナツテヤル

一 昨日ノ川内造船所ニ對スル運通省カラノ一年前ヨリノ造船ノ登記命令

ニ依リル調査ハ造船ノ種類丈ケテヨイカラ至急調査ノコト

一 該所ニハ客船貨物船軍艦等ノ別送信船等

出島ニ南端ニ壞レタル建物アリ六月十日迄ニ之ヲ取除キ整理ノコト

一 鍋屋川カラ港ヘ材木ガ流レシテヤル危險ニ付手配ノコト

一 縣内憲兵隊派出所會計課前ヨリ「ゴロヒーツ」一機ノ要求アリ

一 長三九呎横ニ六呎ノ硝子何個了ルヤ

一 英文「タイプライター」修理者一名ヲ急派遣ノコト

一 明朝八時迄ニ左官三名庭師四名司令部ニ派遣ノコト

一 縣立高等女學校ニ明晩兵五〇名宿泊ノ予定ナリ

一 別ニ準備ノ要ナシ

一 九州配電株式会社ニ「アンプ」変圧機ヲ明日本部迄持参ノコト

一 机用カラズ31吋46吋各一枚 25吋42吋二枚 明朝十二時迄ニ届ケル

一 机椅子等ノ既要求品ノ整理並ニ再要求アリ

一 磁椅子 一個 マグラフリン少佐要求

一 椅子机一組 MP本部要求

一 床屋椅子二個 ベンメット少佐要求

一 机一椅子ニ卓子ニ ビユイクマー大佐要求

一 海運局ノモノヲ欲シイ今日午迄取りニ行ク

一 スベニシンク用ブラツクインキ十ガロン届ケルコト

一 土井首倉庫(三菱所有)ニ在ル白ペンキ(五ガロン入)一〇缶ヲ使用スル

一 土井首小倉庫(倉庫)ニ倉庫カ有ル中ニ消防用ホース(五卷)二卷(一〇〇m)

一 ヲ使用スル倉庫ハ川南所有也

大村一四七部隊ヨリ接收セルモノ入。〇〇。救付器類少クマラ長崎市戦災者
ヲ流用シタシ。縣ノ係員明日(四日)ヲモテ派遣セラレタシ。

一 下水道並ニ上水道用鉄管二吋乃至三吋モノ。〇〇。吹ヲ要ス資材アリキ
三日中ニ急事ノコト

水上署長ニ對シ左ノ通り傳達ヲ依頼ス

秘轉命令ヲ蒙リ出シタルモノモ若ク見合セテ良イ。但シ水上署長ハ前通
知ノ通明日ハ時迄ニ本部ニ出頭セヨ

硝子三枚届ケル様要求セルガ未タ送付ナシ至急届ケルハシ

諫早航空隊大格納庫ノ屋根ノ取付工事ニ木材三〇〇〇坪ヲ要ス木材関係
担当者諫早ニ来ル様要求アリ

明五日ヨリ当分ノ間大工三〇名左官六名ヲ出頭セシムルコト成ル可ク同
一人ヲ希望ス

市内片淵町一丁目三五番地ノ建物三菱ノモノラシキヲ使用シタン
所有者ノ承諾ヲ得度シ

將官宿舍(月川邸)ノ石崖及堀ガ崩レテキル至急修理願ム

九月二十八日左ノ事項要求セリ顛末如何

米ノ收獲予想高
長崎佐賀熊本三縣ノ予想高並ニ前年度トノ比較
之 縣民ノ生活上種々困ツテ居ル情況調査

明日午后一時医薬品配給株式会社々長宮崎氏ニ出頭ヲ要求

進駐軍指令部ニ市内ニ詳シイ人ヲ派遣スルコト營膳関係ノ建築ニ通スル
人

本日午後十二時四十五分発列車ニテ聯合軍將校二名佐世保ニ向フ
長崎駅ニ連絡ノコト

商品公価ヲ決定シタシ縣ノ主務者ヲ出頭セシメラレ度

元商工經濟會聯合軍郵便局ニ運搬スルテーパール長三〇尺巾三尺ハデス
ヲ運ネテハイケナイ 新物品ハ困難タロウカラ何処カラ何処カラカ借上
ル機手配ノルコト

捜索ノ汲一ビシヤク大一個司令部へ至急届ケルコト

十月五日

- 一 電気バリカン二個司令部宛至急届ケルコト
- 一 左記ノモノ至急司令部へ届ケルコト、
 - イ 机上ガラズ 三六吋、二四吋 三枚
 - ロ 疊表 三枚
 - ハ 机 三尺一四尺 二脚
- 一 油屋町ヨリ愛宕町通道路ニ乗合自動車ニ台ヲ放置シアリ之ヲ直チニ撤去シムルコト同司令官宛至急届ケルコト
- 一 右ノ撤去ノ結果報告ト共ニ從來ノ放置セル自動車荷馬車等ニ因ル事故ヲ報告ノコト
- 一 本日午前一時一五分ニ谷口司令官ニ對シボールパン大佐ノモトニ出頭スル様連絡ノコト
- 一 長福丸五島ヨリ復員兵士九〇〇名ヲ乗セテ入港セリ、名簿裝束ヲ調査シ即刻復員セシメル 警務官ノ警備員ヲ派遣セシメルコト
- 一 野母道路ガ破損シテ自動車ヲ通ナルニ依リ至急補修ノコト
- 一 水道工夫六名司令部へ至急出頭セシメルコト
- 一 三菱ノ水ノ浦宿館ノ便所ガ破損シテ其ノ方ヲ至急修理スルコト
- 一 本日電報機ノ儀砂子五〇俵至急活永安学校兵舎ニ届ケルコト
- 一 本日届ケタル圓形椅子用坐蒲團ニ枚至急運送司令部へ届ケルコト
- 一 机用ガラズ長三尺巾二尺一枚司令部へ届ケルコト
- 一 明日午前八時迄大工四〇名在營一五名在屋根裏門一〇名登専門五名
- 一 電燈工夫六名司令部へ至急出頭セシメルコト
- 一 ガソリン五ガロン一箱明朝十時迄浦上病院マローロ一箱ケド
- 一 水道工夫六名司令部へ至急出頭セシムルコト
- 一 商工課長ニ直チ司令部ニ出頭セヨ
- 一 稲佐橋附近ヲ地ナラシメテキル其ノ附近ニ煉炭ヲ製造シテ其ノ家カナル司令部へ其ノ責任者ヲ出頭セヨ

昭和三十二年十月一日



總務部長

昭和三十二年十月一日

長崎縣知事 永野 若松

外務大臣殿

内務大臣殿

九州地方總監殿

長崎地區ニ於ケル聯合軍ト連絡ニ関スル件

長崎縣ニ對スル聯合軍ノ進駐状況等ニ関シテハ隨時御報告致
置候通りニシテ聯合軍ハ大村地區ニ九月二十日ヨリ 佐世保地區ニ九
月二十二日ヨリ 長崎地區ニ九月二十三ヨリ進駐ニ開始シ十月一日
現在ニ於テ佐世保市及其附近ニ約三万四千名 大村市ニ約千
名 長崎市及其附近ニ約一万二千三百名 諫早市約七千

五百名ノ進駐ヲ了シ其間些少ノ事故發生ヲ見タルモ概ネ
円滑ニ推移シ来リ 發生シタル事故ニ對シテ先方ニ於テ既ニ處
置ヲ了シタル状況ニ有之候 而シテ此等聯合軍ト日本側トノ
連絡ニ関シテハ九月十三日佐世保ニ連絡委員會ノ正式設置ア
リ佐世保市及大村市方面ニ進駐スル聯合軍ト連絡折衝ニ當
ルコト、為リタルガ長崎市及諫早市方面ニ進駐セル聯合ニ付テハ
先方部隊ノ系統及兵員數並ニ我方ニ於ケル佐世保鎮守府及
長崎縣廳ノ業務分担ノ都合等ヲ稽ヘ佐世保連絡委員會
ト別個ニ連絡委員會ヲ設置シテ先方ト連絡折衝ニ當ル
ヲ最適ト認メラレタルヲ以テ 外務省有派遣官吏 九州地方總監
府 佐世保連絡委員會 西部軍司令部等トモ協議ニ事實
上長崎連絡委員會ヲ設置シテ小官委員長ト爲リ關係
官公署等ヨリ適當ナル委員ヲ選任シ九月十七日聯合軍先

遣隊トノ折衝ヲ開始シテ以來今日ニ至ル迄田滑且活弁ナル
運營ヲ圖リ来リタル次第ニ有之候 然ルニ未ダ中央ヨリ長
崎連絡委員會ノ正式設置ノ通知ニ接セズ今後ニ於ケル事務
ノ進捗上困難ヲ感シ居候ニ付茲ニ從前ノ徑過ノ概略ヲ報
告スルト共ニ速ニ長崎連絡委員會ヲ正式設置セラレ様特別
ノ御取計相煩度此段及上申候也

記

一長崎地区ニ對スル聯合軍ノ進駐ニ関シハ終戰直後ヨリ其ノ事
アルヲ察知セラレタルヲ以テ長崎縣廳トシテ直ニ之ガ對策ニ付連
日ニ亘リ協議ヲ重ネ受入準備等ニ努力中ナリトコロ九月
十三日中央ヨリ九州地方總監府ヲ通シ進駐ノ日時及聯合軍ノ
要求事項等連絡アリタルニ由リ佐世保鎮守府九州地方統
監府軍等トモ協議シツツ鏡意準備ヲ爲シ聯合軍ノ進駐

ニ遺憾ナキヲ期スルコトニシタリ

一而シテ佐世保地区ニ對スル進駐ニ関シハ九月十三日正式設置ヲ見
タル佐世保連絡委員會ニ於テ準備並ニ連絡折衝ニ當ルコトト
爲リタルガ最ニ速ニタルガ如ク長崎地区ト佐世保地区トニ進駐ス
ル先方部隊ノ系統カ異ヒト長崎地区ニ進駐予定ノ兵員
數ガ二万二千名ノ多數ニシルコト並ニ當方ノ実情トシテ佐世
保方面ハ佐世保鎮守府ヲ主体トシ長崎市方面ハ縣廳
ヲ主体トシテ夫々別個ニ連絡折衝ニ當ルヲ便宜ト認メラレタ
ルコトノ諸莫ニ願ヒ長崎市方面ニ進駐スル聯合軍ト連絡折
衝ハ佐世保連絡委員會ト別個ニ長崎市ニ連絡委員會ヲ
設置シテ之ニ當ルヲ適當ト認メ居ラレモ中央ヨリハ其ノ方針
ニ付特別ノ指圖ナク小官トシテハ之カ處置ニ付困惑ヲ感シ居
タルトコロ九月十六日ニ亘リ外務省間賴總領事九州地方總監